

令和2年度 文教委員会資料②

【議案第118号】

川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について

資料

川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について

市 民 文 化 局

(令和2年8月28日)

議案第118号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について

1 消費税法変更に基づく利用料金分差額調整及び利用料金改定に伴う減額調整

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正され、消費税率が平成26年4月1日から5%から8%に、また、令和元年10月1日から8%から10%に引き上げられ、消費税率引き上げに係る利用料金の改定を行わないことによる影響額等を調整するもの

(1) 消費税法変更に基づく利用料金分差額調整

	算定ベース額 ① (令和元年度実績額)	5%税抜額	10%税込額 ②	差額 ③ (②-①)
利用料金 (駐車場)	22,409,700 円	21,342,572 円	23,476,829 円	1,067,129 円

	算定ベース額 ④ (令和元年度実績額)	5%税抜額	10%税込額 ⑤	差額 ⑥ (⑤-④)
利用料金 (個人・団体)	50,356,610 円	47,958,677 円	52,754,544 円	2,397,934 円

(2) 利用料金改定に伴う減額調整

	平成30年度実績による額 ⑦ (令和2年第1回定例会で減額)	令和元年度実績による額 ⑧
実績算定額	5,714,345 円	4,577,873 円

2 改定後のサービス購入料

令和2年度サービス購入料B						
	税抜き	消費税相当額	作業報酬下限額	利用料金調整額	利用料金改定 減額分	合計
改定前	71,872,509 円	7,187,250 円	6,086,696 円	—	△5,714,345 円 (⑦)	79,432,110 円
改定後	71,872,509 円	7,187,250 円	6,086,696 円	3,465,063 円 (③ + ⑥)	△4,577,873 円 (⑧)	84,033,645 円
差額	—	—	—	3,465,063 円	1,136,472 円	4,601,535 円

※ 令和2年3月19日議決の変更契約にて、作業報酬下限額の変更及び利用料金の改定に伴うサービス購入料Bの改定及び物価変動によるサービス購入料Cの改定は実施済み

3 変更後の契約金額

契約金額「3,692,666,489円」を「4,601,535円」増額し、「3,697,268,024円」とする。

	サービス購入料 A	サービス購入料 B	サービス購入料 C	合 計
平成 22 年度	2,386,519,275 円	17,467,800 円	888,624 円	2,404,875,699 円
平成 23～令和元年度	—	717,719,445 円	439,513,770 円	1,157,233,215 円
令和 2 年度	—	<u>84,033,645 円</u>	51,125,465 円	<u>135,159,110 円</u>
合 計	2,386,519,275 円	<u>819,220,890 円</u>	491,527,859 円	<u>3,697,268,024 円</u>